

TOPPAN ホールディングス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針

1. 制定の趣旨

当社では、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨・精神を十分に踏まえた上で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るためのより良いコーポレートガバナンスの実現に向けて、当社が取り組むべきことを明確化する観点から、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定することとする。

2. 目次

第1章 総則

1. 目的 1
2. 経営理念・行動指針 1
3. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 1

第2章 株主との関係

1. 株主総会における権利の確保 2
2. 株主との対話 4
3. 株主構成の把握 5

第3章 ステークホルダーとの協働

1. サステナビリティ 5
2. ダイバーシティ&インクルージョンの推進 5
3. 内部通報制度 5
4. 企業年金（アセットオーナー） 5

第4章 情報開示 6

1. 情報開示の方針 6
2. 経営計画の策定・公表 6

第5章 コーポレートガバナンス体制

1. 当社グループのガバナンス体制 6
2. 取締役・取締役会 7
3. 代表取締役 9
4. 監査役・監査役会 10
5. 諮問委員会の設置 10
6. 会計監査人 11
7. 社外取締役・監査役に対する支援体制 11
8. 取締役・監査役の研鑽に関する方針 11

第6章 制定・改正・廃止 11

別紙 社外役員の独立性判断基準 13

第1章 総則

1. 目的

本基本方針は、TOPPAN ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）および当社グループにおけるコーポレートガバナンスの基本的な枠組みおよび考え方を定め、当社グループの企業価値の最大化に資することを目的とする。

2. 経営理念・行動指針

(1) 経営理念

当社は、グループ全体が方向性を同じくし、社会的価値創造を推進すべく、グループ理念「TOPPAN's Purpose & Values」を制定し、このグループ理念のもと、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行い、かつ、中長期的な企業価値の向上に努める。

(2) 行動指針

当社は、当社グループの役員・従業員の行動準則となる行動指針を策定し実践する。また、当社取締役会は、行動指針の策定・改定の責務を担うとともに、必要に応じて行動指針が広く実践されているか確認する。

3. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりとする。

I 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに株主の適切な権利行使に係る環境整備に努める。

II ステークホルダーとの協働

当社は、株主、株主以外の顧客企業、生活者、取引先、社会・地域社会、従業員をステークホルダーと認識し、ステークホルダーとの適切な協働に努め、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を図る。

III 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、当社のディスクロージャーポリシーに従い、法令に基づく開示を適切に行うとともに、当開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努める。

IV 取締役会等の責務

当社は、透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の

適切な遂行に努める。

V 株主との対話

当社は持続的な成長の方向性を決算説明会等で示し、株主との建設的な対話に努めるとともに、株主との建設的な対話を促進するための体制整備や株主構造の把握に努める。

第2章 株主との関係

1. 株主総会における権利の確保

当社は、少数株主を含め、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう、十分に配慮するよう努めるものとし、具体的には以下の施策を行う。

(1) 情報提供

株主が株主総会において適切な判断を行うことに資すると考えられる情報について、株主総会招集通知への掲載のほか、適時に当社ホームページ等において提供を行う。

(2) 円滑な議決権行使のための環境整備

- ① 株主総会招集通知については、法定期日の1週間前を目安に、当社ホームページにおいて公開する。
- ② 株主のインターネット等による議決権行使を可能とするとともに、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を踏まえ、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加する。また、招集通知の英訳版を当社ホームページにおいて公開する。
- ③ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権を行使する旨の申出が事前にあった場合、信託銀行等と協議を行い、適切に対応する。

(3) 株主総会における反対票の分析

株主総会において相当数の反対票が投じられたと認められる会社提案議案については、その理由や反対票が多くなった原因を分析し、取締役会等において分析結果を共有する。

(4) 株主総会決議事項の取締役会に対する委任

株主総会決議事項を取締役会に対し委任するよう株主総会に提案するにあたっては、取締役会のコーポレートガバナンスに関する役割・責務を踏まえた上で、

当該委任の妥当性について検討する。

(5) 資本政策の方針

① 当社は、中長期的な企業価値向上に資するために、機動的な成長投資と事業活動に伴うリスクを許容できる株主資本の水準を維持する。

また、環境変化に左右されず安定的に資金調達できる堅固な財務基盤の構築を図る。

② 株主還元については、各期の連結業績、手元資金の状況、内部留保、今後の投資計画等を総合的に勘案した上で、安定的な配当に加え機動的な自己株式の取得により、連結総還元性向 30%以上を目安に利益還元を行う。

(6) 政策保有株式

①方針

当社は、中長期的な企業価値の向上に資するため、また取引関係・事業連携の強化など経営戦略の一環として、必要と判断される会社の株式を政策的に保有する。保有目的や意義の薄れた銘柄については、売却を進めるなど縮減を図ることとする。

②継続保有の検討

政策保有株式に関しては、個別銘柄毎に保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが社内運用ルールに基づく株式保有コストに見合っているかなど、事業運営面と投資資産としての価値の両面から総合的に分析し、毎年定期的に取り締役会においてその保有の合理性について検証のうえ、継続保有についての検討を行う。

③政策保有株式に関する議決権の行使

政策保有株式の議決権については、当社の事業運営への影響や政策保有株式の対象となる会社の状況を総合的に勘案したうえで、適切に行使する。なお、当該会社が、以下の状況にある場合、その議決権行使にあたり特に精査を行う。

- ・ 当該事業年度において、重大な法令違反があった場合
- ・ 反社会的勢力との関係が認められた場合
- ・ 業績が著しく悪化した場合

(7) 大規模買付けに対する対応

当社は、当社株式の大規模買付けを行おうとする者に対しては、株主が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて、取締役会の意見等を表明・開示し、株主が検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法、その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じる。

取締役会の意見等の表明・開示にあたっては、その内容の客観性・透明性を確保

するため、独立性が担保された社外取締役・社外監査役で構成する特別委員会を設置し、取締役会として意見を諮問するとともに、取締役会は本委員会の答申内容を最大限尊重する。

(8) 関連当事者間取引

当社は、利益相反取引について、対象となる相手方毎に取引上限額を設定し、事前に経営会議において取引金額の合理性等を検討したうえで、取締役会にて審議し、適正に決議する。

また、当社は、事業年度終了時において、当該事業年度における利益相反取引に関する事後的な検証を実施する。

2. 株主との対話

当社では、以下の体制に従い、株主との建設的な対話を促進するとともに、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努める。

(1) 株主との対話全般について統括する責任者

株主との対話全般について統括を行い、建設的な対話を実現するための責任者として、IR部門担当取締役がその任に当たるものとする。

(2) 対話を補助する社内部門の連携

対話を補助する社内関係部門が緊密に連携しながら、株主・投資家との積極的な対話を行う。

(3) 個別面談以外の対話

個別面談以外にも、株主・投資家のカテゴリーに応じた以下の施策を展開する。

①機関投資家に対する説明

機関投資家に対して定期的に当社の決算内容、運営方針等について説明する機会を設ける。

②個人株主に対する説明

個人株主を対象に、当社の事業活動や取組みを理解できるための施策を定期的に実施する。

(4) 対話内容の経営層へのフィードバック

上記(2)、(3)等の機会を通じて、機関投資家や個人株主等から出された意見や要望を集約し、定期的にIR部門担当取締役その他関係取締役に報告を行う体制を構築する。

(5) インサイダー情報の管理

株主・投資家との対話の際には、インサイダー取引防止管理規程に従い、情報の適切な管理に努めるとともに、インサイダー取引の防止のために細心の注意を払う。

3. 株主構成の把握

当社は、株主の構成を分析し、必要に応じて取締役会への報告を行うとともに、名義株主以外の実質株主を把握するために、定期的に調査を実施する。

第3章 ステークホルダーとの協働

1. サステナビリティ

当社の具体的なサステナビリティ活動は、その原則を「国連グローバル・コンパクト」とし、SDGs(Sustainability Development Goals(持続可能な開発目標))達成への貢献に向けて特に注力すべきマテリアリティ（重要課題）を選定した「TOPPAN SDGs STATEMENT」のもと、持続可能な社会の実現に寄与する持続可能な事業活動を推進する。

また、当社は、各ステークホルダーから得られた意見をサステナビリティの活動に取り入れ、自主的かつ積極的に社会課題の解決を目指し、適切な対応を行う。

2. ダイバーシティ&インクルージョンの推進

当社は、すべての人を一人の個人として尊重するという人間尊重の考え方を、事業活動における最も基本的な価値観とする。当社は、人種、民族、国籍、宗教、性別、年齢、身体的特徴、価値観などにかかわらず、多様な人財（ダイバーシティ）を互いに受容（インクルージョン）することで、新たな価値を創造し、持続的な成長を支える「ダイバーシティ&インクルージョン」を推進する。

3. 内部通報制度

当社は、「TOPPAN グループ内部通報規程」に従い、「TOPPAN グループ・ヘルプライン」を設置し、当社グループの役員、従業員等が、コンプライアンス委員会、特定の法律事務所または常勤監査役を窓口とする「TOPPAN グループ・ヘルプライン」を通じ内部通報を行える体制を整える。

また、内部通報が客観的な合理的根拠にもとづき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いを行わず、かつ当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護する。

4. 企業年金（アセットオーナー）

当社の企業年金の積立金の運用は、年金給付を将来にわたり確実にを行うことを目的

として定められた「運用基本方針」に則り実施する。資産運用にあたっては人事部門、財務部門の担当役員以下運用に必要な資質、知識を有した人材で構成される資産運用委員会が設置され、当委員会では、最適な資産配分比率、委託金融機関やファンドの評価、運用状況の確認などを定期的実施、また第三者である外部専門家からも適宜助言を受けるなど、委員会を構成する委員の資質向上に努めつつ年金資産の安定性と健全性に留意した運用を行う。

第4章 情報開示

1. 情報開示の方針

当社は、当社の定めるディスクロージャーポリシーに従い、東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守したディスクロージャーを行うとともに、経営基盤や事業戦略に関する計画その他適時開示規則に該当しない情報についても、株主や投資家の立場から当社の状況を理解するために有効と考えられる情報を、積極的かつ公平に当社ホームページ等において開示する。

また、当社は、合理的な範囲において、かかる情報を英文で開示する。

2. 経営計画の策定・公表

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかるため、中期経営計画を策定し、公表する。当該計画においては、自社の資本コストを的確に把握したうえで、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために必要な具体的な施策について、ステークホルダーに対し分かりやすく説明することに努める。

第5章 コーポレートガバナンス体制

1. 当社グループのガバナンス体制

当社は、監査役会設置会社の形態を採用する。

取締役会は、株主の負託を受けた機関として、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めるとともに、経営の重要な意思決定及び各取締役の職務執行を監督する。

監査役及びその過半数を独立社外監査役で構成する監査役会は、経営から独立した立場から取締役の職務執行を監査する。

また、取締役の人事ならびに報酬の客観性・透明性の向上のため、「指名・報酬に関する諮問委員会」を設置する。

さらに、業務執行の責任者としての権限・責任を明確化する観点から、執行役員制度を採用する。

加えて、公正なグループ経営を推進するために策定した「関係会社管理規程」および

「海外版関係会社管理規程」に基づき、当社グループ内で互いに連携をとりながら連結経営を実施し、当社グループ全体の価値最大化を目指したガバナンスを展開する。

2. 取締役・取締役会

(1) 取締役会の役割・責務

取締役会は、株主の負託を受けた機関として、会社法および取締役会規則に基づき、会社および株主共同の利益確保の観点から意思決定を行う。

また、取締役会は、各取締役の職務執行の状況を監督する。

(2) 取締役に対する委任の範囲

当社の社外取締役を除く各取締役は、取締役会からの委任に基づき業務の執行を行っており、委任する範囲については、経営会議規則、稟議規程に基づき、取締役の職位、担当、当該事案の重要度、承認する金額等に応じて設定する。

(3) 取締役会の構成

当社は、当社グループの企業価値の向上に向け、年齢、性別及び国際性等、取締役会全体の多様性を確保するとともに、取締役会として有すべき専門知識、経験、識見等を特定したうえで、これを有し、取締役として株主からの受託者責任を全うできる適任者を、取締役候補者として選定する。

取締役会の規模については、各取締役が責任を持って経営に当たるために必要かつ十分な人員による体制を構築する。

(4) 取締役会の運営

取締役会は、以下の方針に従い、会議の運営を行う。

- ①取締役会事務局は、取締役会に関する資料を取締役会の会日に先立って配布する。
- ②取締役会事務局は、必要に応じて取締役会出席者に対する事前説明を行う。
- ③取締役会事務局は、取締役会の年間スケジュールや予想される付議議案については事前に決定の上、取締役および監査役に通知する。
- ④取締役会は、取締役会付議基準に基づき取締役会の審議項目数や開催頻度を適切に設定し、審議時間を十分に確保する。

(5) 取締役会の評価

当社は、取締役会の業務執行の適正性及び実効性を担保するため、毎年、取締役会の実効性を評価・分析し、その結果の概要を公表する。

また、評価・分析にあたっては、その客観性を担保するため、外部機関を活用するものとする。

(6) 取締役の選解任等

- ①取締役会は、年齢、性別及び国際性などの多様性にも配慮したうえで、当社グループの企業価値の向上に資するに必要な専門知識、企業人としての経験や識見等を有しており、取締役として株主からの受託者責任を全うできる適任者を取締役候補者として選定する。また、当該方針に基づき、取締役会において慎重に審議のうえ、候補者を決定する。
- ②取締役会は、取締役が法令・定款その他社内規程に著しく違反した場合、不正・不当又は当社に背信を疑わせる行為があった場合、その他取締役としてふさわしくない行為があった場合など、取締役としての職責を果たすことが困難であると認められる場合、当該取締役を解任提案の対象とする。
- ③取締役会は、取締役候補者の選定及び取締役の解任の提案を決定するに当たっての客観性・透明性を担保するため、「指名・報酬に関する諮問委員会」における候補者の審議及びその答申結果を最大限に尊重の上、取締役候補者の選定及び取締役の解任の提案を決定する。
- ④個々の取締役及び監査役の候補者を提案する場合並びに取締役・監査役の解任を提案する場合には、当社ホームページ等で当該候補者の選解任理由を開示する。
- ⑤各取締役・監査役の、他の上場会社における役員との重要な兼職の状況については、事業報告書および株主総会参考書類等において開示する。

(7) 取締役の報酬

取締役会は、取締役報酬の決定に当たっての客観性・透明性を担保するため、「指名・報酬に関する諮問委員会」における報酬の妥当性等の審議及びその答申結果を最大限に尊重の上、取締役の報酬を決定する。

取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、「指名・報酬に関する諮問委員会」の審議を経て決定した、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に則り、職位別の基準報酬額に、一定の基準に基づき、経営に対する貢献度に応じた加減を行って決定される。

また、常勤取締役の月額報酬の一部を、譲渡制限付株式を付与する等の方法により、長期業績連動報酬を実現し、経営陣に対し持続的な成長に向けた健全なインセンティブを付与する。

(8) 社外取締役

①社外取締役の役割・責務

当社は、独立社外取締役その他社外取締役が以下の役割・責務を果たすことを通じて、企業価値の向上に取り組む。

- ・ 経営に関する重要事項について、取締役と意見交換や協議を行い、豊富な経験と幅広い識見を生かした意見、指摘を行う。
- ・ 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う。

②独立社外取締役の役割・責務

独立社外取締役は、独立した立場から、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督し、株主やステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

また、必要と認められる場合、社外監査役と情報共有し、意見交換を行うほか、取締役会および監査役会との連携確保に関する体制整備に努めるものとする。

取締役会は、独立社外取締役に対し、最低限、取締役会の年間開催数の4分の3以上の出席を求めるものとし、独立社外取締役は、これを満たすよう努める。

③独立社外取締役の選任

取締役会は、独立社外取締役候補者を3分の1名以上選任するものとし、候補者を選定するに当たっては、別紙「TOPPAN ホールディングス株式会社 社外役員独立性判断基準」に従い、独立社外取締役の独立性を判断する。

また、取締役会は、独立社外取締役がその役割・責務を遂行するために必要な時間と労力を確保できるよう、当該取締役の他社における社外役員の兼任社数が4を超えないよう求めるものとし、独立社外取締役は、これを満たすよう努める。

3. 代表取締役

(1) 選定

代表取締役の選定については、手続きの客観性・透明性を担保するため、「指名・報酬に関する諮問委員会」において候補者が代表取締役として相応しい資質を有しているか十分な時間を掛けて審議を行い、取締役会に答申する。取締役会は、「指名・報酬に関する諮問委員会」の答申内容を最大限に尊重した上で、最終的に代表取締役を決定する。

(2) 解職

取締役会は、法令・定款その他社内規程に著しく違反した場合、不正・不当又は当社に背信を疑わせる行為があった場合、企業価値を著しく毀損したと認められる行為があった場合、その他代表取締役としてふさわしくない行為があった場合など、代表取締役としての職責を果たすことが困難であると認められる場合、代表取締役としての地位を解職する。

なお、取締役会は、代表取締役の解職に当たっての客観性・透明性を担保するため、「指名・報酬に関する諮問委員会」における解職の審議及び答申結果を最大限に尊重の上、代表取締役の解職を決定する。

(3) 後継者の確保

取締役会は、代表取締役等の後継者の確保、育成に係る計画(後継者計画)を策定し、本計画に基づき、次世代リーダーとしての資質を備えた人財が各年代層に分布するよう、リーダー養成のための教育を継続的に実施する等、後継者の確保ができるよう努める。

4. 監査役・監査役会

(1) 監査役・監査役会の役割・責務

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立するため、能動的・積極的にその権限を行使し、取締役会において、あるいは経営陣に対して適切に意見を述べるとともに、取締役の職務の執行を監査する責務を負う。

また、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定および解職、ならびに監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

(2) 監査役会の構成

監査役会は、監査役候補者の選任に際し、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討した上で、取締役会の定める方針に従い、監査役候補者を選任する。選任に当たっては、実効性の高い監査を実現する観点から、独立性の高い社外監査役候補者および常勤監査役候補者を選任する。

社外監査役候補者を選定するに当たっては、別紙「TOPPAN ホールディングス株式会社 社外役員独立性判断基準」に従い、社外監査役の独立性を判断する。

(3) 監査役会の運営

監査役会は、定期的を開催し、取締役会の開催日時、各監査役の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めると共に、必要に応じて随時開催するものとする。また、監査役会は、必要と認められる場合、社外取締役と情報共有し、意見交換を行う。

監査役会は、各監査役の報告に基づき審議をし、監査意見を形成する。

5. 諮問委員会の設置

当社は、取締役会からの諮問を受け、取締役の指名・報酬等に関する審議等を行うことにより、当社の経営の客観性と透明性を担保するため、「指名・報酬に関する諮問委員会」を設置する。なお、本委員会のメンバーには、当社が定める「TOPPAN ホール

ディングス株式会社 社外役員の独立性判断基準」を充たした社外取締役を含むものとし、その数は、社内取締役・社内監査役による委員の数を上回るものとする。

6. 会計監査人

当社は会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、会計監査人が適正な監査を行う体制を確保するために次の対応を行う。

- ①監査役会による会計監査人の監査状況の監査
- ②会計監査人を選定・評価するための基準の策定
- ③監査計画の策定
- ④会計監査人から経営陣幹部に対するアクセスの確保
- ⑤内部監査部門等との連携による組織的、効率的な監査の実施
- ⑥会計監査人が重要事実を発見した場合の対応体制の整備
- ⑦会計監査人が高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保

7. 社外取締役・監査役に対する支援体制

当社は、監査役が果たすべき役割を全うできるよう、その運営実務を遂行するための補助機関として監査役室を設置し、監査役を補助する者として監査役スタッフを常置する。

また、当社は、社外取締役が果たすべき役割を全うできるよう、その運営実務を遂行するための補助機関として秘書室を設置し、社外取締役の職務の補助を行う。

8. 取締役・監査役の研鑽に関する方針

(1) 取締役の研鑽

当社は、定期的に当社の経営課題への対応をテーマとした役員研修を実施し、率直な意見交換を行うことにより、取締役の研鑽がなされる体制を構築する。また、新任取締役候補者に対しては、取締役としての法的責任、財務知識、当社の経営課題、各種関連規程の説明を中心とした内容の研修を実施する。

(2) 監査役の研鑽

監査役は外部機関における研修・情報収集や当社事業所への訪問を通じ、当社事業の特性を理解するとともに、監査機能の向上に努める。

第6章 制定・改正・廃止

本基本方針の制定・改正・廃止は、取締役会の決議による。

以上

2015年11月26日 制定
2017年5月25日 改正
2018年12月13日 改正
2020年3月12日 改正
2021年12月9日 改正
2023年6月22日 改正
2023年10月1日 改正

TOPPAN ホールディングス株式会社 社外役員の独立性判断基準

当社取締役会または監査役会が、当社における社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）が独立性を有すると判断するには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

1. 以下に該当する者またはその近親者（配偶者または 2 親等内の親族もしくは同居の親族を意味するものとする。以下、同じ。）
 - (1)当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の現在または過去 10 年間（過去 10 年以内のいずれかの時において当社グループの業務執行取締役でない取締役、監査役又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下同じ。）であったことがある者）にあつては、それらの役職への就任の前 10 年間における業務執行取締役等（業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）
 - (2)法律専門家、会計専門家（公認会計士、税理士等）、その他のコンサルタントであつて、当該個人が過去 3 事業年度のうちいずれか 1 事業年度において、当社グループから 1,000 万円を超える報酬（当社役員としての報酬を除く。）を受けている者。
 - (3)当社の現在の主要株主（主要株主とは、議決権所有割合の 10%以上を保有している株主をいう。以下同じ。）
2. 以下に該当する法人その他の団体の現在または過去 10 年間における業務執行取締役等、監査役、会計参与もしくは理事その他当該組織の業務を執行する役員またはその近親者
 - (1) 取引関係
 - ①当社グループを主要な取引先とする者（当社グループが支払う製品やサービスの対価としての取引金額が、その者の直近 1 事業年度における連結売上高の 2%以上である者。）またはその親会社もしくは子会社
 - ②当社グループの主要な取引先である者（当社グループに対して支払われる製品やサービスの対価としての取引金額が、当社グループの直近 1 事業年度における連結売上高の 2%以上である者。）またはその親会社もしくは子会社。
 - ③法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム、その他の専門的アドバイザー・ファームであつて、過去 3 事業年度のうちいずれか 1 事業年度において、その総収入額に占める当社グループからの支払報酬等の割合が 2%以上である取引先
 - ④直近事業年度末における当社グループの借入額が、当社連結総資産の 2%以上である借入先またはその親会社もしくは子会社

(2) 相互保有関係

独立性を判断する時点において、当社の主要株主である会社その他の法人もしくはその親会社もしくは子会社、または、当社が主要株主となっている会社。

(3) 寄付先

当社グループの寄付金が、過去 3 事業年度の平均で、1,000 万円を超え、かつ、当該法人その他の団体の総収入額の 2%を超える寄付先

(4) 会計監査人

現在または過去 3 事業年度において、当社グループの会計監査人であり、または会計監査人であった監査法人

(5) 相互就任関係

当社の業務執行取締役等が、社外取締役をつとめている会社またはその親会社もしくは子会社

3. その他

上記 1. ～ 2. までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員として相応しいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、かつ、当該人物が独立性を有する社外役員として相応しいと考える理由を、対外的に説明することによって、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとする。

以 上